

福岡県公報

平成20年3月12日
第 2 7 9 6 号

目 次

告 示 (第387号—第414号)

保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 1
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 2
公共測量の実施	(土木管理課) 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 2
土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の供用の開始	(道路維持課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 5
換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 5
換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 6
換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 6
換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 6
換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 7
換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 7
換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 7

換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 7
換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 7
換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 8
道路の区域の変更	(道路維持課) 8
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) 9
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) 9
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) 9
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)10
県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)10

公 告

建設業の許可の取消し	(建築指導課)10
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)10
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)13
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)15
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)17

監 査 委 員

監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)19
---------	----------------	---------

正 誤

開発行為に関する工事の完了 (平成20年2月福岡県告示第298号) 中		
正誤	29

告 示

福岡県告示第387号
農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
うきは市浮羽町妹川字中ノ小路3582、3583

2 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第388号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町妹川字西藤波238、241、248、250の1、字裏ノ迫443、444、446、447、450の1、452の1、字二ノ迫458の1、461、467、字花立石516、字八瀬ヶ迫527、字辰岩迫557の1、559の1、563の1、564、574、577、字穴迫607、609、611、613、617の3、619、620の1、字古屋敷630、633、634、636、637、640から642まで、643の2、644の1から644の3まで、647の1、647の2、648、651、652の1、659、669の1、674の1、677の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第389号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類
公共測量(3級基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区大字楠橋地内	平成20年2月29日から 平成20年3月31日まで

福岡県告示第390号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ウエルタ新宮
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第391号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、小郡市三沢東土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 組合の名称

小郡市三沢東土地区画整理組合

2 事務所の所在地

小郡市美鈴が丘1丁目5番

3 設立認可の年月日

平成12年1月21日

4 解散認可の年月日

平成20年2月29日

福岡県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
行 橋	県 道	天生田 吉 国 線	前	行橋市大字大野井110番1 先から 行橋市大字大野井204番1 先まで	11.0 ~ 14.1	186.0
			後	行橋市大字大野井110番1 先から 行橋市大字大野井204番1 先まで	11.0 ~ 14.1	186.0
			後	行橋市大字大野井110番1 先から 行橋市大字大野井204番1 先まで	12.0 ~ 24.6	208.5

福岡県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	直 方 宗 像 線	前	鞍手郡鞍手町大字新延870 番1先から 鞍手郡鞍手町大字新延845 番1先まで	9.4 ~ 17.7	288.6
			後	鞍手郡鞍手町大字新延870 番1先から 鞍手郡鞍手町大字新延845 番1先まで	9.4 ~ 17.7	288.6

福岡県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方線 宗 像	鞍手郡鞍手町大字新延870番1先から 鞍手郡鞍手町大字新延845番1先まで

福岡県告示第395号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年2月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 新アジア人材・技術協力機構

(2) 代表者の氏名

徳島 千穎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区港2丁目2番21号

(4) 定款に記載された目的

この法人の目的は、次の通りとする。

- (1) アジア地域の経済と産業発展を促進する人材的・技術的視点から、日・中・韓3カ国政府、地方自治体及び経済諸団体より構成され、日・中・韓3カ国で毎年開催される「環黄海経済・技術交流会議」、並びに併催する「環黄海産学官連携ビジネスフォーラム」及び「環黄海産学官連携大学総（学）長フォーラム」などの合意に従い、アジア各地域の大学及び研究機関の共同研究や共同開発の仲介・斡旋、あるいは大学や研究機関・企業・各種団体等の間における技術移転、その他知的財産の取引の仲介・斡旋を指導する。また、環黄海（日・中・韓）地域で企業・各種団体等に対し技術・専門的人材を紹介し、また一般市民に対しても経済、産業、技術について広く普及、啓発をはかることで日・中・韓3カ国の地域経済発展に寄与する。
- (2) アジア地域から専門学校や大学に留学の目的で来日する学生などの就職希望者及び実業家が、将来、アジア地域の有為な人材として成長するよう教育機関・地域行政・企業・各種団体等及び経済団体並びに在日領事館や留学生団体などと協力し、物心両面における支援及び指導を行い、アジア地域の平和と経済発展の働き手として育成する。
- (3) アジア地域からの留学生に対し、勉学に来た学生を日本の生活や習慣、良俗や固有の文化などを早い時期に理解順応できるよう、上記の関係機関並びに諸団体と協力して、各種の文化的啓発活動を行い、日本の国内秩序維持への配慮及び国際間の友好親善を促進する。

福岡県告示第396号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年2月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 さるく

(2) 代表者の氏名

長瀬 慎一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区金山団地49 - 202号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、身体や知的にハンディキャップを持つ人やその家族に対して、自立して地域生活を送るために必要な支援に関する事業を行い、より良い社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第397号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年2月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人夢の里

(2) 代表者の氏名

高林 幸則

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区東田二丁目5番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地元の安全な農畜水産物及び食品の普及を通じて子どもの食育活動

と農工商連携による地域の経済活動の活性化を図ると共に食品などのリユース、リサイクルを推進し緑化をも含めた環境の保全を図ることを目的とする。

福岡県告示第398号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年2月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 森林都市ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県宗像市自由が丘3丁目12番4

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
森林都市株式会社 代表取締役 徳田 昇 福岡市中央区薬院一丁目13番8号	森林都市株式会社 代表取締役 武田 守正 福岡市中央区薬院一丁目13番8号

福岡県告示第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業黒土西部第二地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	鬼木		535	田	1196のうち93
豊前市	鬼木		284	田	344のうち79
豊前市	鬼木		260	田	431のうち167
豊前市	鬼木		530	田	675のうち196

福岡県告示第400号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業黒土西部第二地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	鬼木		476	田	1052のうち265
豊前市	永久		580-1	田	540のうち230
豊前市	鬼木		248	田	1770のうち189
豊前市	鬼木		496	田	1163のうち173
豊前市	鬼木		472-1	田	1182のうち392
豊前市	鬼木		264	田	1367のうち443
豊前市	鬼木		557	田	471のうち289
豊前市	永久		352	田	1096のうち249
豊前市	永久		423	田	159のうち154

豊前市	永久		442	田	874のうち290
豊前市	永久		320	田	796のうち294

福岡県告示第401号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業黒土西部第二地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	塔田		3	田	1076のうち228
豊前市	塔田		16	田	640のうち506
豊前市	塔田		162	田	489のうち97

福岡県告示第402号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業大河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	大河内		127	畑	30

豊前市	大河内		128	田	765のうち91
-----	-----	--	-----	---	----------

福岡県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業大河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	大河内		1338	田	1185のうち81

福岡県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業大河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	大河内		1475	畑	33のうち13
豊前市	大河内		1238	田	1287のうち181
豊前市	大河内		1239-1	田	230のうち20
豊前市	大河内		1463	畑	348のうち346

福岡県告示第405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業大河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	大河内		609-1	田	272のうち138

福岡県告示第406号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業大河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	大河内		850	田	1053のうち2

福岡県告示第407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業大河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項に

において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	大河内		129	田	850のうち189
豊前市	大河内		152	田	1653のうち190
豊前市	大河内		1388	田	908のうち100
豊前市	大河内		2020	田	385のうち20
豊前市	大河内		1602-1	田	1356のうち129
豊前市	天和		329	田	415のうち54
豊前市	天和		376	田	1686のうち3
豊前市	天和		279-1	田	643のうち251
豊前市	天和		280	田	415のうち3
豊前市	大河内		681-3	田	329のうち13
豊前市	大河内		686-1	田	509のうち363
豊前市	大河内		318-1	田	457のうち20
豊前市	大河内		1276	田	239
豊前市	下河内		51-1	原野	88

福岡県告示第408号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業大河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	大河内		513-1	田	696のうち366
豊前市	大河内		755	田	259のうち25
豊前市	大河内		1762-1	田	2738のうち542
豊前市	大河内		1763	田	117のうち113
豊前市	大河内		1627-2	畑	64
豊前市	大河内		1626	田	553のうち188
豊前市	天和		380-1	田	1106のうち187
豊前市	天和		327	田	945のうち185
豊前市	天和		257-1	田	1105のうち287
豊前市	天和		263	田	1215のうち3

福岡県告示第409号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
朝倉飯塚	一般国道	322号	前	嘉麻市大力字松岡711番2先から 朝倉市秋月野鳥字屋敷裏814番1先まで	5.0 ~ 16.4	12,770.3
			後	嘉麻市大力字松岡711番2先から 朝倉市秋月野鳥字屋敷裏814番1先まで	5.0 ~ 16.4	12,770.3

			後	嘉麻市大力字松岡711番2 先から 朝倉市秋月野鳥字屋敷裏 814番1先まで	10.0 ~ 103.0	4,845.0
--	--	--	---	---	--------------------	---------

福岡県告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年3月福岡県告示第455号太宰府都市計画下水道事業太宰府公共下水道（太宰府市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

太宰府市

2 都市計画事業の種類及び名称

太宰府都市計画下水道事業太宰府公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年1月22日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成17年福岡県告示第455号の事業地に次の区域を加える。

太宰府市大字吉松字土手ノ内の全部並びに字下川原、字川原、字川久保及び字尻深の各字の一部、石坂四丁目の一部、宰府四丁目の一部、大字国分字川原の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年10月福岡県告示第1895号那珂川都市計画下水道事業那珂川公共下水道（那珂川町施行）の事業

計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

那珂川町

2 都市計画事業の種類及び名称

那珂川都市計画下水道事業那珂川公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年2月8日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第412号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年4月福岡県告示第747号八女都市計画下水道事業八女市公共下水道（八女市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

八女市

2 都市計画事業の種類及び名称

八女都市計画下水道事業八女市公共下水道

3 事業施行期間

平成10年12月25日から平成21年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年4月福岡県告示第746号広川都市計画下水道事業広川公共下水道（広川町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

広川町

2 都市計画事業の種類及び名称

広川都市計画下水道事業広川公共下水道

3 事業施行期間

平成11年5月12日から平成21年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第414号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山口地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成20年3月12日から 平成20年4月10日まで	宮若市役所

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成20年3月3日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社タイセイ	大牟田市栄町1-4-2	未田 ヨシ子	平成17年11月1日 福岡県知事許可（般-17） 第100391号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社タイセイの取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第246条（詐欺）の罪を犯したことにより、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、平成19年1月26日に刑が確定していることが判明した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

当直用寝具賃貸借 1,450組程度

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成20年5月1日(木)から平成21年3月31日(火)の間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年3月25日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められるもの。

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092-641-4141 内線6675

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成20年3月12日(水)から平成20年3月25日(火)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成20年3月25日(火) 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

9 開札の日時及び場所

- (1) 日時
平成20年3月26日(水) 午後1時00分
- (2) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)
- (3) その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- 10 予定価格を下回る入札がない場合の措置
開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積単価に調達物品の使用見込み数を乗じた金額の合計に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

レンタカー賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)の間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年3月25日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者。

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092-641-4141 内線6675

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成20年3月12日(水)から平成20年3月25日(火)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成20年3月25日(火) 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成20年3月26日（水） 午前10時30分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価に調達物品の使用見込み日数を乗じた金額の合計に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
車両用燃料（軽油・ローリー給油）の単価契約 24,000 L程度
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
契約締結日から平成21年3月31日までの間
- (4) 納入場所
福岡県警察本部

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年3月25日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	AA、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 - (3) 契約後、速やかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
 - (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
 - (6) 福岡県内に本店、支店又は事業所等を有する事業者であること。
- #### 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
- 福岡県警察本部総務部会計課
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675、6676
- #### 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
 - (2) 提出場所
4の部局とする。
 - (3) 提出期間
平成20年3月12日（水）から平成20年3月19日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
 - (4) 提出方法
直接または郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- #### 6 入札参加の確認結果の通知
- 5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年3月12日(水)から平成20年3月19日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年3月25日(火)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室(地下1階)

(2) 日時

平成20年3月26日(水)午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価(1L当たりの税込単価)に発注予定数24,000Lを乗じた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積単価に24,000Lを乗じた金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価に24,000Lを乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約単価に24,000Lを乗じた金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

警察官募集ポスター掲出業務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
警察官募集ポスター掲出業務
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
平成20年4月1日から平成20年8月31日までの間
- (4) 業務場所
福岡県警察本部警務部警務課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年3月24日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	06	広告宣伝	AA又はA

- (2) 当該業務を迅速かつ確実に履行できると認められるもの。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。
 - (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部総務部会計課
電話番号 092 - 641 - 4141 内線6676
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 平成20年3月12日（水）から平成20年3月21日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県

の休日」という。)を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札説明会の開催

(1) 日時

平成20年3月17日(月) 午前10時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部視聴覚室(地下1階西側)

(3) 参加申込方法

平成20年3月14日(金)午後6時00分までに4の部局に電話で申込み

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成20年3月24日(月) 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成20年3月25日(火) 午後2時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に係

のない職員を立ち会わせてこれを行う。

11 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

監査委員

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会出先機関の福岡教育事務所等146か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年3月12日

福岡県監査委員 工藤 壽文

同 進谷 庸助
同 伊藤 龍峰
同 森田 俊介

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

教育委員会の出先機関136機関に係る定期監査は、平成18年10月1日から平成19年9月30日までの12か月間を監査対象期間とし、平成19年11月19日から平成20年2月1日までの実日数32日間で、次のとおり実施した。

なお、門司商業高等学校等10校については、県立高等学校再編整備に伴い、平成18年度末で廃校となり、廃庁監査を実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡教育事務所	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成19年12月4日から 平成19年12月7日まで
北九州教育事務所	"	平成19年11月28日から 平成19年11月30日まで
北筑後教育事務所	"	平成19年12月12日から 平成19年12月14日まで
南筑後教育事務所	"	平成19年12月18日から 平成19年12月20日まで
筑豊教育事務所	"	平成19年12月18日から 平成19年12月20日まで
京築教育事務所	"	平成19年12月12日から 平成19年12月14日まで
教育センター	"	平成19年11月22日
体育研究所	"	平成20年1月10日
美術館	"	平成19年11月22日
図書館	"	平成19年11月27日
社会教育総合センター	"	平成19年11月27日
英彦山青年の家	"	平成19年11月27日
少年自然の家「玄海の家」	"	平成19年11月22日
九州歴史資料館	"	平成19年11月22日
青豊高等学校	"	平成20年1月22日
築上西高等学校	"	平成19年11月22日
育徳館(豊津)高等学校	"	平成19年11月19日
苅田工業高等学校	"	平成20年1月22日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
京都高等学校	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成19年11月19日
行橋高等学校	"	平成20年1月22日
門司高等学校	"	平成20年1月11日
門司北高等学校	"	平成20年1月10日
門司学園高等学校	平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで	平成20年1月11日
門司大翔館高等学校	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成20年1月16日から 平成20年1月17日まで
門司商業高等学校 大里高等学校	平成18年10月1日から 平成19年3月31日まで	平成20年1月16日から 平成20年1月17日まで
小倉南高等学校	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成20年1月22日
小倉商業高等学校	"	平成19年11月27日
小倉高等学校	"	平成19年11月19日
小倉工業高等学校	"	平成20年1月18日
小倉西高等学校	"	平成20年1月18日
北九州高等学校	"	平成19年11月19日
小倉東高等学校	"	平成20年1月22日
戸畑高等学校	"	平成20年1月25日
ひびき高等学校	"	平成19年11月19日
戸畑工業高等学校	"	平成19年11月19日
若松高等学校	"	平成20年1月25日
若松商業高等学校	"	平成20年1月25日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
八幡高等学校	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成19年11月19日
八幡中央高等学校	〃	平成20年1月25日
八幡工業高等学校	〃	平成20年1月9日
八幡南高等学校	〃	平成19年11月19日
北筑高等学校	〃	平成19年11月20日
東筑高等学校	〃	平成20年1月29日
折尾高等学校	〃	平成20年1月29日
中間高等学校	〃	平成20年1月9日
遠賀高等学校	〃	平成19年11月20日
宗像高等学校	〃	平成19年11月20日
光陵高等学校	〃	平成19年11月20日
水産高等学校	〃	平成19年11月22日
玄界高等学校	〃	平成19年11月20日
新宮高等学校	〃	平成19年11月22日
福岡魁誠高等学校	〃	平成19年11月20日
須恵高等学校	〃	平成20年1月30日
宇美商業高等学校	〃	平成20年1月30日
香住丘高等学校	〃	平成19年11月20日
香椎高等学校	〃	平成19年11月20日
香椎工業高等学校	〃	平成19年11月20日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
博多青松高等学校	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成20年1月25日
福岡高等学校	"	平成20年1月25日
筑紫丘高等学校	"	平成19年11月20日
柏陵高等学校	"	平成19年11月20日
福岡中央高等学校	"	平成20年1月11日
城南高等学校	"	平成19年11月20日
修猷館高等学校	"	平成19年11月20日
福岡工業高等学校	"	平成19年11月22日
福岡講倫館高等学校	"	平成20年1月11日
早良高等学校	"	平成19年11月21日
玄洋高等学校	"	平成20年1月30日
筑前高等学校	"	平成20年1月30日
春日高等学校	"	平成19年11月21日
太宰府高等学校	"	平成19年11月21日
福岡農業高等学校	"	平成19年11月22日
筑紫中央高等学校	"	平成19年11月21日
武蔵台高等学校	"	平成20年1月30日
筑紫高等学校	"	平成19年11月21日
糸島高等学校	"	平成20年1月24日
糸島農業高等学校	"	平成20年1月24日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
小郡高等学校	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成19年11月21日
三井高等学校	〃	平成20年1月31日
久留米筑水高等学校	〃	平成20年1月18日
明善高等学校	〃	平成19年11月21日
久留米高等学校	〃	平成19年11月21日
三潞高等学校	〃	平成20年1月29日
大川樟風高等学校	〃	平成19年11月22日
伝習館高等学校	〃	平成19年11月21日
山門高等学校	〃	平成20年1月23日
三池高等学校	〃	平成19年11月21日
三池工業高等学校	〃	平成20年1月18日
大牟田北高等学校	〃	平成19年11月21日
ありあけ新世高等学校	〃	平成20年1月18日
八女高等学校	〃	平成20年1月24日
八女工業高等学校	〃	平成20年1月24日
福島高等学校	〃	平成19年11月21日
八女農業高等学校	〃	平成20年1月18日
黒木高等学校	〃	平成19年11月21日
浮羽工業高等学校	〃	平成19年11月21日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
浮羽 真館高等学校	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成20年1月8日から 平成20年1月9日まで
浮羽 羽高等学校	平成18年10月1日から 平成19年3月31日まで	
朝倉 倉高等学校	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成19年11月21日
朝倉 倉東高等学校	"	平成20年1月11日
朝倉 倉農業高等学校	"	平成20年1月10日
朝倉 羽高等学校	"	平成20年1月10日
田川 川高等学校	"	平成19年11月21日
東 鷹 高 等 学 校	"	平成20年1月31日
田川 科学技術高等学校	"	
田川 農林高等学校	"	平成20年1月16日から 平成20年1月17日まで
田川 工業高等学校	平成18年10月1日から 平成19年3月31日まで	平成20年1月16日から 平成20年1月17日まで
田川 商業高等学校	"	"
西田 川 高 等 学 校	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成19年11月22日
稲築 志耕館高等学校	"	平成19年11月22日
嘉 穂 高 等 学 校	"	平成20年1月23日
嘉 穂 東 高 等 学 校	"	平成20年1月23日
嘉 穂 総 合 高 等 学 校	"	"
山田 田 高 等 学 校	"	平成20年1月16日から 平成20年1月17日まで
嘉 穂 工 業 高 等 学 校	平成18年10月1日から 平成19年3月31日まで	平成20年1月16日から 平成20年1月17日まで
嘉 穂 中 央 高 等 学 校	"	"

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
鞍手高等学校	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成20年1月31日
直方高等学校	〃	平成19年11月22日
筑豊高等学校	〃	平成20年1月31日
鞍手竜徳高等学校	〃	平成19年11月22日
福岡盲学校	〃	平成19年11月22日
柳河盲学校	〃	平成20年1月29日
北九州盲学校	〃	平成19年11月19日
福岡高等盲学校	〃	平成19年11月19日
福岡聾学校	〃	平成20年1月29日
久留米聾学校	〃	平成20年1月31日
小倉聾学校	〃	平成19年11月19日
直方聾学校	〃	平成19年11月19日
福岡高等聾学校	〃	平成20年1月29日
福岡養護学校	〃	平成20年1月24日
田主丸養護学校	〃	平成20年1月9日
直方養護学校	〃	平成19年11月19日
築城養護学校	〃	平成19年11月19日
川崎養護学校	〃	平成19年11月19日
小郡養護学校	〃	平成20年1月11日
筑後養護学校	〃	平成20年1月23日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
北筑前養護学校	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成20年1月23日
嘉穂養護学校	〃	平成19年11月19日
養護学校「福岡高等学園」	〃	平成19年11月22日
養護学校「北九州高等学園」	〃	平成19年11月20日
古賀養護学校	〃	平成20年1月24日
育徳館中学校	〃	平成19年11月20日
門司学園中学校	〃	平成20年1月10日
輝翔館中等教育学校	〃	平成19年11月20日

2 監査の主眼

今回の監査は、収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に重要物品の管理使用状況及び廃庁校における備品の処分状況並びに旅費及びその他需用費の支出事務に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
 - 教育使用料、教育手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定金額、調定時期及び収入状況
- (2) 支出
 - 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の支出事務
- (3) 人件費
 - 報酬、給料及び諸手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
 - 契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
 - 取得、管理及び処分の状況
- (7) 債権
 - 債権管理状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
20・2・27	2790	告 示	298	1			8		雨堤226 - 1 から226 - 3 まで	雨堤226、240及び241

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています